

第3回盛岡市宿泊税検討委員会

日時：令和7年3月24日（月）14時

場所：盛岡市役所本庁舎別館 4階403会議室

－ 次 第 －

1 開 会

2 検討事項

(1) 盛岡市における宿泊税の制度内容について

(2) その他

3 閉 会

盛岡市宿泊税検討委員会委員名簿

目 次

(令和8年3月31日まで)

役職名	氏 名	所 属
委員長	三 好 純 矢	岩手県立大学総合政策学部 准教授

委員	石 橋 浩 幸	(公財)盛岡観光コンベンション協会 専務理事
委員	太田代 洋一郎	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合 盛岡支部 支部長
委員	貝 山 高 弘	株式会社日本旅行東北盛岡支店 支店長
委員	菊 地 義 基	盛岡つなぎ温泉観光協会 副会長
委員	村 上 振一朗	盛岡ホテル協議会 幹事

(五十音順)

盛岡市における宿泊税の制度内容について

1	導入目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	課税客体、納税義務者等・・・・・・・・	1
3	徴収方法・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	税額（税率）、免税点・・・・・・・・	2
5	課税免除・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6	宿泊税の使途・・・・・・・・・・・・・・・・	8
7	特別徴収事務交付金・・・・・・・・	14
8	制度の見直し時期・・・・・・・・	15

盛岡市における宿泊税の制度内容について

1 導入目的【素案】

(1) 導入目的

盛岡市がより魅力的な観光地となり発展していくことを目指し、観光都市としての魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流人口を増加させるための観光の振興を図る施策の実施に要する費用に充てるため

2 課税客体、納税義務者等【素案】

(1) 課税客体

旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）

※第1回宿泊税検討委員会資料7ページのとおり、観光行動のうち「宿泊行為」を課税客体とすることが適していると考えられ、施設の種類のよって、宿泊者が行政サービスを享受する程度は変わらないため、公平性の観点から、民泊を含む市域内の宿泊を課税客体とすることが適当であると考えられます。

(2) 納税義務者 (1)の宿泊施設への宿泊者

(3) 課税標準 (1)の宿泊施設への宿泊数

3 徴収方法【素案】

他都市の事例や徴収の確実性から、それぞれ次のとおり設定することが適当であると考えられます。

(1) 徴収方法 特別徴収

(2) 特別徴収義務者

- ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者及び住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者（旅館・ホテル等、民泊）
- ・宿泊税の徴収について便宜を有する者（全面的に経営を委託している場合など）

(3) 申告期限 毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入

4 税額（税率）、免税点

【素案】

(1) 税額 一律定額 200 円

(2) 免税点 設けない

- ・ 宿泊税活用事業によって宿泊者が享受する行政サービスは宿泊施設の料金によっては変わらないこと並びに、納税者にとって簡素で分かりやすい制度設計及び税負担の公平性の観点から、税額は一律定額制とし、一定額以下の宿泊料金について課税しない免税点は設けないことが適当と考えます。
- ・ 宿泊税活用事業の規模（6 宿泊税の使途（8 ページ）を参照）、観光客アンケート調査結果における宿泊税の負担感及び先行自治体の導入状況を踏まえ、税額は 200 円が適当と考えます。

【参考】

①上記の案とすることのメリット

- ・ 宿泊者にとって税額がシンプルで分かりやすく、宿泊税活用事業によって宿泊者が享受する行政サービスについて公平性があること。
- ・ 宿泊事業者において素泊まり料金を明確に算定することなく対応することができ、特別徴収に係る事務的負担が最も少ないこと。また、簡素かつ公平性のある制度であることから、宿泊事業者の現場スタッフが宿泊者（納税者）へ説明するに際も負担を軽減することができること。
- ・ 税率の境界層付近や免税点付近において宿泊料金の設定に影響を及ぼす恐れがないこと。
- ・ 宿泊料金の変動によって税収が左右されず税収額を見込みやすいこと。

②宿泊事業者アンケートの状況

(実施期間：令和6年12月12日～令和7年1月24日、対象：市内宿泊施設88施設、回答数：53施設(回答率60.2%))

ア 税額について

※税額は「(1) 一律の定額制」が適切であるとの回答が最も多く、全体の約6割です。

※理由としては「お客様への説明が簡素で徴収や納入額算出の事務的負担が最も少ない」や「全国チェーンのため、できるだけ他自治体と同じ設定が助かる」といった回答があります。

質問8	税額について(択一) Q:盛岡市で宿泊税を導入することとなった場合、税額の設定は、(1)一律定額制、(2)段階定額制、(3)定率制の3つの手法が考えられますが、税額の設定はどのような形が適切と考えますか。			
回答項目	(1) 一律の定額制	(2) 段階的定額制	(3) 定率制(1泊の宿泊料金について〇%など、一定率を乗じた宿泊税を徴収する)	その他
回答数	31	9	2	11
	58.5%	17.0%	3.8%	20.8%

【その他の内容】

- ・ 宿泊税導入に反対(3施設)
- ・ 一定額未満は徴収しない。一定額以上は一律定額。(2施設)
- ・ 宿泊金額が高額な観光目的のお客様のみ徴収がよい
- ・ まだ、わかりません(2施設)
- ・ 特殊ホテルなので徴収なしが理想
- ・ 観光客は受け入れていない

質問9 前質問の「税額について」の選択肢を選んだ理由(抜粋)

- (1) 一律の定額制
 - ・ お客様への説明が簡素で徴収や納入額算出の事務的負担が最も少ないメリットがある
 - ・ 税の徴収基準がシンプルなため事務手数も軽減できる
 - ・ ダイナミックプライシングを採用している為、連泊などの際に税率計算だと煩雑になる
 - ・ 全国チェーンのホテルの為、できるだけ他自治体と同じような設定が助かる
- (2) 段階的定額制
 - ・ 低料金の宿泊施設は100円、200円の違いで泊まる泊まらないが変わるので低料金は宿泊税を無料にしていきたい
 - ・ 納税に係る事務負担と税額の不公平感とのバランスを考えた場合、一定の段階を踏まえた税徴収が望ましい
 - ・ 定額制に比べれば宿泊料金に応じた不公平感を感じる可能性が少なそう
- (3) 定率制(理由の記載なし)

イ 免税点について

※宿泊料金が一定額未満の宿泊者から宿泊税を徴収しない「免税点」を設けることについては、「免税点を設けない方が良い」との回答が最も多く、全体の約6割です。

※理由としては、「煩雑にすると予約システムにも影響する」や「課税の公平性の観点から宿泊料金に関わらず宿泊客が受ける行政サービスに変わりがない」、「免税点があることによりトラブルが発生するリスクがあがる」との回答がありました。

※「免税点を設けた方が良い」と回答した事業者からは、「低料金の宿泊施設は100円、200円で宿泊するしないが変わるので、低料金は免税にして欲しい」との理由があがりました。

質問10	免税点について(択一) Q: 宿泊料金が一定額未満(5千円未満や1万円未満など)の宿泊者から宿泊税を徴収しないこと(免税点を設けること)について、どのように考えますか		
回答項目	宿泊料金によらず、全ての宿泊者から宿泊税を徴収した方が良い(免税点を設けない方が良い)	宿泊料金が一定額未満の宿泊者からは宿泊税を徴収しない方が良い(免税点を設けた方が良い)	その他
回答数	33	17	3
	62.3%	32.1%	5.7%

【その他の内容】

- ・ 宿泊税導入に反対(3施設)
- ・ 観光客は受け入れていない

質問11 前質問の「免税点について」の選択肢を選んだ理由(抜粋)

■ 宿泊料金によらず、全ての宿泊者から宿泊税を徴収した方が良い

- ・ 複雑にすると予約システムにも影響しそうなので分かり易い内容が良いです
- ・ 課税の公平性の観点から宿泊料金に関わらず、宿泊客が受けるサービスに変わりがないのと、高額な単価にしがちな事業所とそうでない事業所の公平性が保てないと思う
- ・ 免税は安売り競争が激化するだけだと思う。今後の観光振興のために、一律としたほうが良いのでは
- ・ 料金にかかわらず宿泊する事には変わりはないのだから、免税する必要はないと考える
- ・ 免税点があることによりトラブルが発生するリスクがあがる

■ 宿泊料金が一定額未満の宿泊者からは宿泊税を徴収しない方が良い

- ・ 低価格で提供している宿の場合は特に、宿泊税の導入による打撃が大きいと考えられるから。
- ・ 低料金の宿泊施設は100円、200円の違いで泊まる泊まらないが変わるので低料金は免税にしていきたい
- ・ 低料金ほど宿泊税の割合が大きく不公平感がある

③観光客向けアンケートの状況

(実施期間：令和6年12月11日～令和7年2月28日、対象者：市内宿泊施設（30施設）への宿泊者・盛岡駅内いわて盛岡広域観光センター利用者、
回答数：113人)

※市内宿泊施設及び盛岡駅内で行ったアンケート調査によると、宿泊税として支払ってもよい額は、1人1泊100円は回答者の約9割が、1人1泊200円は回答者の約6割が払ってもよいと回答しています。1人1泊300円以上については、支払ってもよいとの回答は過半数に達していない状況です。

質問6	宿泊税として支払ってもよいと思う金額の上限 Q:宿泊税として支払ってもよいと思う金額(1人1泊あたりの金額)の上限を選択						
回答項目	100円	200円	300円	500円	700円	1000円以上	支払いたくない
回答数	25	21	26	26	0	4	11
割合	22.1%	18.6%	23.0%	23.0%	0.0%	3.5%	9.7%

宿泊税として払ってもよい金額		
100円	90.3%	※100円～1000円以上の計
200円	68.1%	※200円～1000円以上の計
300円	49.6%	※300円～1000円以上の計
500円	26.5%	※500円～1000円以上の計
700円	3.5%	※700円～1000円以上の計
1000円以上	3.5%	※1000円以上
支払いたくない	9.7%	

※1 第2回までの宿泊税検討委員会での意見

- ア フロント現場からは、導入する場合は、一律定額の税額設定でないと、とてもではないが対応できないとの声もある。現場としては、①一律定額設定を望む。また、一定額以下に課税しない免税点や、修学旅行生などの課税免税事項も設けず、シンプルでわかりやすい制度にしていきたい
- イ 免税点を設けた場合は、割引後やクーポン適応後の金額に対して課税するのかなどの検討も必要と思われる
- ウ できれば一定額未満には課税しないという免税点は無しにして欲しい。免税点を設けた場合、そのラインにもよるが、恐らく宿泊単価を安くする事業者が多く出てくるのではないかとと思われる。例えば免税点を6,000円に設定すると、宿泊単価を5,999円に設定するというようなことが出てくるとと思われる
- エ 旅行業界としては、シンプルで分かりやすいといった意味で①一律定額制が望ましいのではないかと考える。旅行業界における宿泊税の徴収方法は各社毎に異なるが既にシステム化されているところもある

5 課税免除

【素案】

課税免除 「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」のみを課税免除対象とする

- ・税負担の公平性及び簡素で分かりやすい課税の観点から、一部の先行自治体で課税免除となっている修学旅行や学校行事の参加等については課税免除せず、「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」のみを課税免除対象とすることが適当と考えます。

※外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については課税免除が必要であり、全ての先行自治体において課税免除となっています。

【参考】

①上記の案とすることのメリット

- ・宿泊者にとって課税対象がシンプルで分かりやすく、宿泊税活用事業によって宿泊者が享受する行政サービスについて公平性があること。
- ・宿泊事業者において宿泊者が課税免除対象であるか否かを判断することなく対応することができ、特別徴収に係る事務的負担が少ないこと。また、宿泊事業者の現場スタッフが宿泊者（納税者）へ説明するに際に、簡素かつ公平性のある制度であることから、負担を軽減することができること。

②宿泊事業者アンケートの状況

※市内宿泊事業者アンケート調査では、全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき（課税免除事項を設けない）との回答が最も多い状況です。

質問12	課税免除事項について Q: 修学旅行生やその引率者に対しは宿泊税を課税しないなど、特定の宿泊客に対しての課税免除事項を設けている自治体もありますが、課税免除事項を設けることについて、どのように考えますか			
回答項目	全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき(課税免除事項を設けない)	修学旅行生は宿泊税を免除すべき	分からない/何ともいえない	その他
回答数	26	7	18	2
	49.1%	13.2%	34.0%	3.8%

【その他の内容】

- ・観光客は受け入れていない
- ・修学旅行以外でも学生の利用については免除すべき

【その他】

- ・一部の先行自治体では修学旅行や学校行事の参加を課税免除としています。課税免除とする目的は、修学旅行や学校行事への参加に伴う宿泊の負担感を軽減することや修学旅行等を誘致すること等であることから、当市においては課税免除対象とはしないものの、宿泊税活用事業の中で、当該目的のための事業について検討を行います。

※1 第2回までの宿泊税検討委員会での意見

- ア 免税点や課税免除事項についてであるが、免税点を設けたり、税額を段階的な設定にする、あるいは修学旅行生などを課税免除対象とする場合には、宿泊事業者の現場に大きな負担が生じる。免税客体であるかどうかを巡ってフロントでトラブルになったりするケースもあるかもしれない。宿泊者が免税許可証みたいなものを持っていれば分かりやすいかもしれないが、いずれにしても、例外を設けるということは現場の人間からすれば判断に苦しむ可能性がある。修学旅行などの免税に関しても後から判明したケースはどうなるのかなどの懸念もあり得る
- イ 既に入湯税を導入している温泉地においては、入湯税の非課税事項もあり、できれば宿泊税も入湯税の非課税事項と同じように取り扱えると事務負担は軽くなる
- ウ 福岡市の事例で、修学旅行生からも宿泊税を徴収するけれども500円を補助するというのは考え方の一つだと思う。200円で500円還元が金額的に高すぎるのであれば、300円くらいというのも考えられると思う
- エ スポーツ大会という点においては、中・高体連それぞれ、東北大会だと、毎年2種目程度の市内開催があると思うが、物価高騰の影響で学校の大会参加に係る費用を安く抑えたい旨、学校の先生方からお声をいただく。盛岡市が宿泊税を導入したからといって、盛岡市で大会を開催しないということにはならないと思うが、できれば長崎のような形で、学校の大会参加（クラブチーム等は除く）について、課税免除とすることについても御検討いただきたい

6 宿泊税の使途

【素案】

盛岡市がより魅力的な観光地となり発展していくことを目指し、観光都市としての魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流人口を増加させるための観光の振興を図る施策を次ページからの表のとおり実施します。

【宿泊税活用事業の考え方】

- ①宿泊税導入のねらいは、宿泊税を財源とした観光施策を展開し、盛岡市がより選ばれる観光地域となることで、宿泊客を増加させ、宿泊税の増収から、さらなる観光施策の展開に繋げる好循環を生み出し、訪問客へ還元するとともに地域経済を活性化させることです。導入目的につながる効果的な事業実施のため、宿泊税は新規事業または拡充事業に活用します。
- ②次ページからの表の宿泊税活用事業の内容は「世界を舞台に輝きつづける観光のまち 盛岡」の実現に向けた第5期盛岡市観光推進計画※におけるアクションプラン（具体的な観光施策）のほか、宿泊事業者及び観光客向けのアンケートにおいて要望の大きかった事項（宿泊施設の受入環境整備（スマートチェックインやキャッシュレス対応など）、交通環境の充実や観光地における施設整備（バリアフリー化））を実施する内容としています。また、宿泊税導入に伴う宿泊事業者への補助や、災害、感染症などの緊急時に観光需要の回復及び喚起を図る事業を実施することを目的とした「観光交流基金」の設置を行います。
- ③次ページからの表の各事業は、年度によって事業費規模が変動するものや、初年度に大きな事業費を要するものもあることから、見込まれるおよその事業費の範囲を示したものです。一会計年度につき、概ね2億5千万円程度の規模で事業を実施する予定です。
- ④宿泊税活用事業の内容は、宿泊事業者からの意見等を踏まえ、随時見直しを行います。

宿泊税活用事業の主な内容 (盛岡市観光推進計画における基本施策毎に分類)		年度毎の およその事業費
1 持続可能な観光地域づくり		7,500 万円
	ア 観光産業の「稼ぐ力」向上 観光ＤＸの推進（人流分析や消費額調査等の観光ＤＸ推進、データに基づく戦略的なプロモーションの展開） ＭＩＣＥ誘致の推進（補助内容の拡充、誘致活動） 行事・イベントを活用した宿泊客誘致（チャグチャグ馬コ、盛岡さんさ踊り、秋まつり山車における来訪者の宿泊（前泊及び後泊）に焦点をあてた内容充実や実施拡大、体験型コンテンツの造成等）	～9,000 万円
	イ 交流人口・関係人口の拡大 スポーツ合宿の誘致（盛岡市内の宿泊施設を利用するスポーツ合宿に係る宿泊費・移動費の補助内容の拡充） スポーツツーリズムの推進（大規模スポーツイベントや全国規模の大会の開催や世界大会の誘致など）	
	ウ 観光人材の育成・確保 インバウンド観光人材の育成推進（観光事業者向けに外国人観光客受け入れの意識醸成を図るための研修や英語を用いたコミュニケーション研修など）	
2 選ばれる観光地域づくり		7,400 万円
	ア 効果的な情報発信と戦略的なプロモーション 効果的な観光プロモーションの実施（戦略的かつ一体的な広報活動を行い、盛岡の観光宣伝を積極的に行う。内容はプロモーション動画作成、広告宣伝、インフルエンサーによる SNS を活用した PR など） 冬季観光コンテンツの効果的な情報発信（ 〃 ） （再掲：観光ＤＸの推進、ＭＩＣＥ誘致の推進）	～1 億 6,000 万円 ※再掲分の事業を除いた額
	イ 盛岡ファン拡大とリピーター化の推進 盛岡さんさ踊りの通年体験化（盛岡さんさ踊りを観覧できる街なかさんさやつなぎでつなぐ盛岡さんさ踊りを体験型観光コンテンツとして拡充） 教育旅行の増客に向けた受入環境の充実（探求学習ができるコンテンツの掘り起こしやブラッシュアップ、体験学習メニューを利用する教育旅行生への補助）	

	ウ まちなか観光の推進 誰もが分かりやすい観光案内の実現（盛岡ノスタルジックトリップまち歩きマップ（デジタルマップ）を活用し、多言語による案内や障がい者等に配慮したユニバーサルデザインへの対応） 盛岡 City Wi-Fi の拡充 歩いて楽しむ道づくりの推進（良好な景観の形成、観光振興及び災害時を含めた安全・円滑な交通確保のための電線地中化、歩行者の安全対策、歩道の融雪など）	
	エ 観光客の受入環境整備 交通環境の充実、観光関連施設のバリアフリー対応（観光地への交通路線の支援、デマンド型交通の検討、観光関連施設のバリアフリー対応）	
3	広域観光の推進	1,100 万円
	ア 広域連携による誘客活動の推進 冬季広域観光の振興（冬季の観光需要落ち込みの対策として、スキー客を始めとした冬季観光商品造成を支援するなど、広域エリアでの冬季の誘客を促進） 盛岡手づくり村・盛岡つなぎ温泉・小岩井農場一体となった観光振興（国内外へのプロモーション、二次交通手段の確保策を検討）、 友好都市との観光連携の強化（友好都市であるうま市や東京都文京区との都市間交流の強化と誘客促進） （再掲：スポーツ合宿の誘致）	～2,000 万円 ※再掲分の事業を除いた額
	イ 高付加価値旅行客の誘致促進 高付加価値旅行商品の造成支援（知的好奇心や探求心が強い高付加価値旅行客が盛岡のまちなか観光を楽しめる仕掛けを造成するほか、盛岡を中心に長期滞在し、広域を周遊できる、自然体験をはじめとした広域の地域資源を活かした旅行商品の造成を支援） 大型クルーズ船乗船客の積極的な誘致（広域での連携により地域資源の魅力向上や掘り起こしを進め、オプションツアーを企画するランドオペレーターとの交流会開催等を通じて効果的な PR を実施）	
4	国際観光の推進	2,300 万円
	ア インバウンド誘客推進 海外旅行博などの大規模イベントを活用したプロモーションの展開（ターゲット国の旅行博などの大規模イベントへの出展など） （再掲：高付加価値旅行商品の造成支援）	～2,800 万円 ※再掲分の事業を除いた額

	イ インバウンド受入環境の整備 外国人観光客の伝統芸能等の体験機会の創出（外国人観光客が気軽に盛岡さんさ踊りや盛岡芸妓等の伝統芸能を楽しめるよう、伝統芸能の外国語版解説リーフレットや字幕表示、イヤホンガイド等による多言語対応など） （再掲：誰もが分かりやすい観光案内の実現、インバウンド観光人材の育成推進、盛岡 City Wi-Fi の拡充）	
5 宿泊税の賦課に係る費用など		1,500 万円
	特別徴収事務交付金（特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収に係る交付金を支給する）	～5,300 万円
	宿泊税導入に伴う精算システム改修等補助金（宿泊税導入に伴う精算システムの改修に要する費用のほか、観光客の受入体制整備の一環として、スマートチェックイン導入やキャッシュレス対応を行う）、宿泊税の制度周知等	
6 緊急時等の対応		2,000 万円
	観光交流基金への積立金（災害等の緊急時や社会情勢の変化などに機動的・緊急的に対応し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業に充当するために、宿泊税を財源とする観光交流基金を設置する）	

【参考】

①宿泊事業者アンケートの状況

※市内宿泊事業者を対象としたアンケート調査では、宿泊税の使途として望ましいものについて、「観光バス受入環境整備、盛岡さんさ踊りの通年体験化、教育旅行誘致など」が最も多く、次いで「観光DX推進」「MICE誘致」「効果的な情報発信」「観光地における施設整備」「目的地までの移動の円滑化」などの回答が多い状況です。

質問14	Q: 宿泊税の使い道として望ましいと思うものをお答えください。（複数選択可）								
回答項目	観光産業の「稼ぐ力」向上（観光DX推進、MICE（大規模会議等）誘致、観光産業の事業発掘など）【持続可能な観光地域づくり】	交流人口・関係人口の拡大（スポーツ合宿誘致、若者を惹きつける情報発信）【持続可能な観光地域づくり】	観光人材の育成・確保（インバウンド観光人材の育成、地域固有の観光資源の知識普及促進など）【持続可能な観光地域づくり】	効果的な情報発信と戦略的なプロモーション（ロケツーリズム促進、冬季観光コンテンツの効果的な情報発信など）【選ばれる観光地域づくり】	盛岡ファン拡大とリピーター化の推進（観光バス受入観光整備、盛岡さんさ踊りの通年体験化、教育旅行誘致など）【選ばれる観光地域づくり】	まちなか観光の推進（商店街の活性化、盛岡 City Wi-Fi の拡充など）【選ばれる観光地域づくり】	広域連携による誘客活動の推進（広域連携によるスポーツツーリズムや冬季観光の推進など）【広域観光の推進】	高付加価値旅行者の誘客促進（高付加価値旅行商品の造成支援、大型クルーズ船乗船客の誘致など）【広域観光の推進】	都市間交流の推進（友好都市（うま市や文京区等）との交流強化と誘客促進など）【広域観光の推進】
回答数	24	16	13	20	27	17	7	4	2
回答項目	インバウンド誘客促進（盛岡の魅力の積極的な海外発信、海外旅行博などを活用したプロモーションなど）【国際観光の推進】	インバウンド受入環境の整備（外国人観光客の伝統芸能等の体験機会の創出など）【国際観光の推進】	海外との相互交流の促進（姉妹都市（カナダビクトリア市）や友好都市（台湾花蓮市）との交流など）【国際観光の推進】	観光地における施設整備（公衆トイレの整備や施設の道路のバリアフリー化など）	目的地までの移動の円滑化（観光地間の交通アクセス充実やバス・レンタカーによる周遊促進など）	観光基金の創設（緊急時に宿泊事業者等を支援する必要が生じた際（当市の例ではコロナ期における盛岡の宿応援割など）の財源としての積立	郷土伝統芸能、文化、工芸の保存や振興（後継者・担い手育成、魅力発信など）	その他	
回答数	14	10	2	21	19	13	10	5	

【その他の内容】

- ・宿泊施設の高付加価値化のための助成制度の創設
- ・宿泊税導入に反対、徴収しない方がいい（2施設）
- ・観光客は受け入れていない
- ・分からない

質問15 【自由記載】盛岡市における宿泊税の導入に関してのご意見等、盛岡市の観光施策についてのご意見等
 質問16 ※使用に関するものを抜粋

- ・ 盛岡市の観光促進、都市機能の充実のためには是非とも宿泊税導入の実現を希望します。
- ・ 宿泊税の導入により、盛岡市への宿泊者の利便性、満足度向上に資する施策への活用を期待します。具体的には、盛岡駅から宿泊施設への荷物の配送サービスの実施（石川県金沢市で先行事例あり）、市内主要地域でのフリーWi-Fiの拡充など。
- ・ 施設の整備（観光客向けの荷物の預かり所やロッカーの充実）、休憩どころの整備、ガイドの育成の充実、効率よく観光地を回れるような交通網の整備など。
- ・ 宿泊税の使い道が観光客に特化したものではなく、仕事が目的一方や盛岡に用事がある方にとってもメリットがあるように考えていただきたいです。
- ・ 観光目的ではないお客様が納得できるような使い道を示していただけますと、事業者側としては徴収しやすい
- ・ ニューヨークタイムズで紹介されメディアにも複数取り上げられたが、もっとメディアやSNS等活用し情報発信を拡大してほしい。市内観光のモデルコースやおすすめ店舗等インバウンドにもわかりやすい情報をお願いしたい。
- ・ 駅周辺の案内所やチケット販売所へ英語話者の拡充。海外の方にもバス路線、行き先をわかりやすく。レンタサイクルの拡充。
- ・ ツアー客やスポーツ団体、エンターテインメント集団を誘致できるよう大型バス、大型トラックの受け入れ環境を整備して欲しい。
- ・ どの観光地にもある 撮影モニュメント MORIOKA を早急に設置してほしい

②観光客向けアンケートの状況

※観光客を対象としたアンケート調査では、宿泊税の使い道として相応しいと思うものについて、「宿泊施設における受入環境整備（スマートチェックイン、キャッシュレス化等）」「街なかや観光地での受け入れ環境整備（観光案内所充実、Wi-Fi 整備等）」「観光地での施設などの整備（公衆トイレ・休憩所の整備、道路などのバリアフリー化、ライトアップなど）」「交通環境の充実」などの回答が多い状況です。

質問5	宿泊税の使い道(複数選択可:最大3項目まで) Q: 目的税として宿泊税を導入した場合に、使い道として相応しいと思うものについて、選択してください								
回答項目	ホテル・旅館などの宿泊施設における受け入れ環境整備(スマートチェックイン、Wi-Fi整備、キャッシュレス化の推進、多言語対応など)	街中や観光地における観光客受け入れ環境整備(観光案内所の充実、Wi-Fi整備、多言語案内の整備、キャッシュレス化の推進)	観光情報の充実(観光関連アプリ、デジタル観光マップ、観光パンフレット、ホームページなど)	観光地や観光施設における施設などの整備(公衆トイレ・休憩所の整備、通路・道路のバリアフリー化、ライトアップなど)	郷土伝統芸能、文化、工芸の保存や振興(後継者・担い手育成、魅力発信など)	歴史的なまちなみや景観の保全・活用	観光客や修学旅行生などを対象とした割引やクーポン配布	歩いて楽しめるまちなか観光の充実	体験アクティビティの充実(山や川でのアウトドアアクティビティ、盛岡の歴史・文化・祭を体験できる場など)
回答数	54	46	25	39	29	28	13	13	2
割合	47.8%	40.7%	22.1%	34.5%	25.7%	24.8%	11.5%	11.5%	1.8%

回答項目	代表的な祭(盛岡さんさ踊りやチャグチャグ馬コ、盛岡秋祭り山車など)を通年で観覧・体験できる機会をつくること	交通環境の充実(市内の交通の便の向上、観光バスの充実、市外・郊外の観光地へのアクセス向上など)	その他(内容の記載をお願いします)
回答数	11	36	5
割合	9.7%	31.9%	4.4%

※1 第2回までの宿泊税検討委員会での意見

ア 宿泊客も宿泊税を払うけれども、それによってまちの観光が盛り上がって、いいまちにもう一度来たいと思える、ホテル側も、色々大変ではあるけれど、これによってリピーターが増えたとか良い効果がもたらされないと、宿泊事業者の負担・懸念を払拭は解消されない。宿泊税の使い道を検討するにあたっては、実際に徴収事務を担う宿泊事業者にもしっかり恩恵があるような進め方をして欲しい

イ 宿泊税の使途としては、やはり盛岡の宿泊客の増加に繋がるということが大前提なので、そのような事業に活用して欲しい

ウ 予約管理等を行うPMSと呼ばれるシステムは基本的には改修しなければならない。

エ 宿泊税を導入した場合、宿泊税をOTAの予約料金に含めて徴収するのか、別途現金で徴収するのかという選択が出てくるであろうし、それだけでなく、宿泊税の項目に対する領収書を発行しなければならない。実際に積み上げると手間や人件費がかかる。導入するとなれば、手数料や人件費などそれに見合う補助や還付金を検討して欲しい

オ 観光施策や誘客活動などの計画（マーケティング）及びイベント強化は、DMOを始めとする観光に特化した組織あるいは観光業者とが一体となって実施することで、効果が期待できるのではないか。先行自治体においても、常滑市以外は全てDMO化されているという状況もある。宿泊税を活用するに当たっては、ぜひ、宿泊事業者の意見を積極的に聞いて欲しい。

カ 観光推進計画に限らず、市が策定する計画類は、アクションプラン等も含めて予算ありきではないはずなので、宿泊税は導入するものの、そもそも少子高齢化で税収が減っていく状況があり、新規事業のみに活用されるわけではなく、アクションプランを充実させていく用途もあると考える。また、宿泊事業者のシステム改修等に係る補助は、宿泊税活用事業とは別に考えるべきではないか。予算の確保が難しいかもしれないが、導入準備に必要な経費については、スムーズに進むように市において予算化するべきと考える

7 特別徴収事務交付金

【素案】

特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者である宿泊事業者に対して「宿泊税特別徴収事務交付金」を交付する。

- ・ 交付額は納期内納入額の 2.5%の額
- ・ 制度施行後 5 年間は、特例措置として 0.5%を加算
- ・ 制度施行後 5 年間は、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は 0.5%を加算

※1 第2回までの宿泊税検討委員会での意見

ア 宿泊業界とすれば、導入してみて始めてわかる負担や大変さもあるのではないかと考えている。市から宿泊税導入検討の説明があり、事業者間でも感想などを聞いたりしているが、クレジット決済に係る手数料の負担や、宿泊税の領収書が欲しいといわれた時の手間などの負担についての声を聞く。宿泊税を導入することで生じる人件費への手当や、宿泊税の導入後に出てきた課題への対応も含めてしっかり検討して欲しい

イ 仮に宿泊税 200 円を導入したとして、宿泊料金が 10,000 円だとすると、宿泊客は 10,200 円をオンライン決済することとなり、その分の手数料は事業者が負担しなければならないのではないかと考えている

ウ 市街地のホテルにおける O T A 予約の割合は約 8 割程度に達しており、その 8 割のうち約半分程度が O T A 内での事前決済である。宿泊税を導入した場合、宿泊税を O T A の予約料金に含めて徴収するのか、別途現金で徴収するのかという選択が出てくるであろうし、それだけでなく、宿泊税の項目に対する領収書を発行しなければならない。実際に積み上げると手間や人件費がかかる。導入するとなれば、手数料や人件費などそれに見合う補助や還付金を検討して欲しい

エ 手数料に関しては、盛岡市のみが極端に高いということではなく、先行自治体の各エリアにおいても概ね状況は同じと思われる。特別徴収事務交付金の割合が 2.5%でも、上手くやっている自治体もあると思われ、宿泊業界サイドからその理由を調査することも考えられる。宿泊税を原資とする観光施策と事業者側の意向が、しっかり噛み合っていれば、仮に 2.5%だとしても納得感が得られる可能性もある。もし世の中に受け入れられない制度であれば、ここまで全国で導入の動きがあるとは思えず、何か上手くいっているヒントを事業者としても調べたいところではある。弘前市の宿泊事業者と、宿泊税について話す機会があったが、宿泊税の導入に係る議論を通して市の担当部署との距離感が縮まり、今まで以上に相談しやすくなり、様々なことをしたいという意見交換も出来るようになったとのことである。両輪が上手くいっている例なのではないかと思われる。

8 制度の見直し時期

【素案】

条例施行後、施行後の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、制度について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講じます。

制度の見直し時期 条例施行後3年、その後5年ごと

※条例施行が令和8年10月（年度途中）となった場合は、条例施行後3年6カ月、その後5年ごと

※1 第2回までの宿泊税検討委員会での意見

ア 先行自治体は3年または5年程度毎に制度の見直しを行っており、盛岡市も同様に見直し規定を設けるものと思われるが、その際は制度内容だけではなく廃止も含めて検討できるようにした方が良いと思う。宿泊事業者の中には宿泊税導入による影響を心配する声もある

イ （見直し期間は）始めは3年でその後は5年の自治体が多いが、そういった形がいいのではないかと思われる。1～2年だと短すぎる気もする

ウ 想定スケジュール通りに進んだ場合は令和8年10月施行（年度途中）になると思われるが、見直しのタイミングについては、行政の会計年度期間に合わせた方が良いと思われるので、始めは2.5年なり3.5年なりで、その後は5年毎という事も考えられる。その方が1年間のデータを見ることができる